



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:上野

パート労働者などの賃金は？

～平成19年賃金構造基本統計調査（全国）結果より～

平成20年3月、平成19年賃金構造基本統計調査（全国）結果が厚生労働省より発表されました。結果の一部をここではパート労働者等含む短時間労働者の賃金に焦点をあてご紹介しています。

～短時間労働者の主な産業別 1時間あたりの賃金と対前年増減率～

産業	男			女		
	1時間 当たり 賃金(円)	対前年 増減率 (%)	産業間 賃金格差 (産業計=100)	1時間 当たり 賃金(円)	対前年 増減率 (%)	産業間 賃金格差 (産業計=100)
産業計	1,085	2.6	100	962	2.3	100
製造業	1,138	4.4	105	877	4.4	91
卸売・小売業	982	1.4	91	908	2.1	94
飲食店、宿泊業	930	1.6	86	898	1.8	93
サービス業 (他に分類されないもの)	1,072	0.4	99	986	2.5	102

平成19年の賃金は前年より全体的に上昇していますが、今年(平成20年)に入ってからには上げ止まり感があります。

～短時間労働者の企業規模別 1時間あたりの賃金と対前年増減率～

企業規模	男			女		
	1時間 当たり 賃金(円)	対前年 増減率 (%)	企業規模 間賃金格 差(大企業 =100)	1時間 当たり 賃金(円)	対前年 増減率 (%)	企業規模 間賃金格 差(大企業 =100)
大企業	1,029	3.7	100	958	3.3	100
中企業	1,102	-0.8	107	974	1.9	102
小企業	1,128	5.2	110	956	1.7	100

なぜ、大企業が小企業の時間単価より安い？

- ・ 小企業より採用計画が立て易い
 - ・ ネームバリューがある
- ことで、大企業は中小より賃金を低く抑えることができた可能性があります。

**4月1日現在で64歳の人
雇用保険料にご注意を！！**

労働保険料納付のとき、4/1に64歳以上の人(一部の方を除く)については(確定)雇用保険料納付が不要となることはご存知の方も多いと思います。では、給与からの控除は…

4月1日現在で64歳の方は4月給与から雇用保険料を控除しません。タイミングにご注意を！！

満64歳は保険料免除か
概算・確定の申告納付

問 去年の8月に64歳になった社員の方がいます。今年の5月20日までに申告納付する労働保険料は免除されるという理解で正しいのでしょうか。

答 労働保険料(印紙保険料を除外)は、保険料算定の対象となる期間について、4月分から雇用保険料不要です。労働保険料(印紙保険料を除外)は、保険料算定の対象となる期間について、4月分から雇用保険料不要です。労働保険料(印紙保険料を除外)は、保険料算定の対象となる期間について、4月分から雇用保険料不要です。

【愛知・R社】

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。 H20.5.5 労働新聞より